

令和 7 年第 3 回神奈川県議会定例会議案
(予算 その 2)

目次		
議 案 番 号	件 名	ページ
定県第 104 号議案	令和7年度神奈川県一般会計補正予算（第4号）	1
	第1表 歳入歳出予算補正	2
	第2表 繰越明許費	3
	第3表 債務負担行為追加	4
	第4表 地方債変更	7
定県第 105 号議案	同 年度神奈川県 水源環境保全・再生事業会計補正予算（第1号）	9
定県第 106 号議案	同 年度神奈川県 介護保険財政安定化基金会計補正予算（第1号）	11
定県第 107 号議案	同 年度神奈川県 県営住宅事業会計補正予算（第1号）	13
定県第 108 号議案	同 年度神奈川県 水道事業会計補正予算（第1号）	15
定県第 109 号議案	同 年度神奈川県 電気事業会計補正予算（第1号）	17
定県第 110 号議案	同 年度神奈川県 相模川総合開発共同事業会計補正予算（第1号）	19
定県第 111 号議案	同 年度神奈川県 酒匂川総合開発事業会計補正予算（第1号）	21

令和7年度神奈川県一般会計補正予算（第4号）

令和7年度神奈川県一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2兆2,347億8,353万5千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為追加」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債変更」による。

令和7年11月25日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
12 繰 越 金		千円 4,067,992	千円 53,000	千円 4,120,992
	1 繰 越 金	4,067,992	53,000	4,120,992
14 県 債		90,753,000	157,000	90,910,000
	1 県 債	90,753,000	157,000	90,910,000
歳 入 合 計		2,234,573,535	210,000	2,234,783,535

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 教 育 費		千円 425,712,540	千円 210,000	千円 425,922,540
	1 教 育 総 務 費	40,217,381	210,000	40,427,381
歳 出 合 計		2,234,573,535	210,000	2,234,783,535

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 総務費			千円 48,238
	6 総務管理費		22,968
		財政運営事務費	22,968
	7 徴税費		25,270
		県税事務所等設備維持運営費	25,270
9 土木費			726,711
	3 河川海岸費		230,000
		河川修繕費	35,000
		河川改修事業費	195,000
	4 砂防費		496,711
		砂防施設改良費	40,000
		防災砂防事業費	3,211
		通常砂防事業費	123,500
		急傾斜地崩壊対策事業費	330,000
10 警察費			110,700
	1 警察管理費		110,700
		警察施設各所営繕費	110,700
11 教育費			551,000
	1 教育総務費		551,000
		教育施設環境整備費	551,000
合計			1,436,649

第 3 表 債務負担行為追加

事 項	期 間	限 度 額
		千円
大野山乳牛育成牧場費	令和7年度から 令和8年度まで	44,000
土地改良施設危険防止対策事業費	令和7年度から 令和8年度まで	8,000
県有林事業費	令和7年度から 令和8年度まで	11,605
旧社営林事業費	令和7年度から 令和8年度まで	10,085
林道改良事業費	令和7年度から 令和8年度まで	71,269
林道維持費	令和7年度から 令和8年度まで	168,960
治山事業費	令和7年度から 令和8年度まで	126,468
保安林改良事業費	令和7年度から 令和8年度まで	4,400
水源林整備事業費	令和7年度から 令和8年度まで	247,795
道路補修費	令和7年度から 令和8年度まで	1,527,000
道路災害防除事業費	令和7年度から 令和8年度まで	112,000
電線地中化促進事業費	令和7年度から 令和8年度まで	10,000
交通安全施設等維持管理費	令和7年度から 令和8年度まで	13,000
交通安全施設等整備費	令和7年度から 令和8年度まで	654,000

事 項	期 間	限 度 額
橋りょう補修費	令和7年度から 令和8年度まで	千円 325,000
街路樹維持事業費	令和7年度から 令和8年度まで	866,500
道路改良費	令和7年度から 令和8年度まで	636,100
街路整備費	令和7年度から 令和8年度まで	100,500
河川修繕費	令和7年度から 令和8年度まで	843,500
河川改修事業費	令和7年度から 令和8年度まで	781,500
海岸補修費	令和7年度から 令和8年度まで	40,000
海岸高潮対策費	令和7年度から 令和8年度まで	180,000
砂防林事業費	令和7年度から 令和8年度まで	22,000
砂防施設改良費	令和7年度から 令和8年度まで	20,000
急傾斜地施設改良費	令和7年度から 令和8年度まで	20,000
砂防環境整備費	令和7年度から 令和8年度まで	27,000
防災砂防事業費	令和7年度から 令和8年度まで	126,000
通常砂防事業費	令和7年度から 令和8年度まで	83,000
地すべり対策事業費	令和7年度から 令和8年度まで	34,700
急傾斜地崩壊対策事業費	令和7年度から 令和8年度まで	636,700

事 項	期 間	限 度 額
港湾補修費	令和7年度から 令和8年度まで	千円 7, 000
都市公園指定管理費	令和7年度から 令和10年度まで	5, 535, 878
公園整備費	令和7年度から 令和8年度まで	160, 000
警察施設各所営繕費	令和7年度から 令和8年度まで	649, 308
交通安全施設整備費	令和7年度から 令和8年度まで	885, 000
学校施設長寿命化対策費	令和7年度から 令和8年度まで	356, 458
県立学校空調設備整備費	令和7年度から 令和8年度まで	249, 480

第 4 表 地方債変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(教育債) 高等学校施設整備 事業費	千円 12,419,000	借入先 財務省、 銀行又は その他 借入方法 債券発行 (他の地 方公共団 体との共 同発行を 含む。)又 は普通貸 借の方法 による。 債券発行 の場合に おける発 行価格に ついては、 知事が定 める。 借入時期 令和7年 度。ただ し、事業 その他の 都合によ り、その 一部又は 全部を翌 年度に繰 り延べ起 債すること ができる。 その他 経済界そ の他の状 況により 長期債の 借り入れ が適当で ないと認 めるとき は、知事 が適宜償 還期間を 定め、長 期債を償 還財源と する短期 債をもっ て一時本	年 5.0% 以内。た だし、利 率見直し 方式で借 り入れる 公的資金 について 、利率の 見直しを 行った後 においては 、当該見 直し後の 利率とす る。	償還期間 据置期間 を含め60 年以内。 ただし、 財政の都 合により 償還年限 を短縮し、 繰り上げ し、又は 低利債に 借り替え ることが できる。 償還財源 一般歳入 又はその 他	千円 12,576,000	借入先 財務省、 銀行又は その他 借入方法 債券発行 (他の地 方公共団 体との共 同発行を 含む。)又 は普通貸 借の方法 による。 債券発行 の場合に おける発 行価格に ついては、 知事が定 める。 借入時期 令和7年 度。ただ し、事業 その他の 都合によ り、その 一部又は 全部を翌 年度に繰 り延べ起 債すること ができる。 その他 経済界そ の他の状 況により 長期債の 借り入れ が適当で ないと認 めるとき は、知事 が適宜償 還期間を 定め、長 期債を償 還財源と する短期 債をもっ て一時本	年 5.0% 以内。た だし、利 率見直し 方式で借 り入れる 公的資金 について 、利率の 見直しを 行った後 においては 、当該見 直し後の 利率とす る。	償還期間 据置期間 を含め60 年以内。 ただし、 財政の都 合により 償還年限 を短縮し、 繰り上げ し、又は 低利債に 借り替え ることが できる。 償還財源 一般歳入 又はその 他

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円	起債にかえることができる。この場合長期債の借入時期は、短期債の償還終期まで延長する。			千円	起債にかえることができる。この場合長期債の借入時期は、短期債の償還終期まで延長する。		
合計	90,753,000				90,910,000			

令和7年度神奈川県水源環境保全・再生事業会計 補正予算（第1号）

令和7年度神奈川県水源環境保全・再生事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和7年11月25日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第 1 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
丹沢大山保全・再生対策事業費	令和7年度から 令和8年度まで	千円 25,000
水源林整備事業費	令和7年度から 令和8年度まで	117,415
水源林土壌保全対策事業費	令和7年度から 令和8年度まで	381,164

令和7年度神奈川県介護保険財政安定化基金会計 補正予算（第1号）

令和7年度神奈川県介護保険財政安定化基金会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,419万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,350万5千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年11月25日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 介護保険財政 安定化基金		千円 19,313	千円 14,192	千円 33,505
	3 繰入金	—	14,192	14,192
歳 入 合 計		19,313	14,192	33,505

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 介護保険財政 安定化費		千円 19,313	千円 14,192	千円 33,505
	2 貸付金	—	14,192	14,192
歳 出 合 計		19,313	14,192	33,505

令和7年度神奈川県県営住宅事業会計 補正予算（第1号）

令和7年度神奈川県県営住宅事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和7年11月25日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第 1 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 県営住宅事業費			千円 2,201,650
	1 住宅費		2,201,650
		県営住宅整備事業費	2,201,650

令和7年度神奈川県水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和7年度神奈川県水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第2条 令和7年度神奈川県水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為に、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
取水及び浄水施設維持運営費	令和7年度から 令和8年度まで	98,120 千円
送配水施設維持運営費	令和7年度から 令和8年度まで	92,404
資産減耗事業費	令和7年度から 令和8年度まで	28,050
原水及び浄水設備整備事業費	令和7年度から 令和8年度まで	344,525
配水管網再構築事業費	令和7年度から 令和8年度まで	220,596
水道施設耐震化事業費	令和7年度から 令和8年度まで	2,180,123
老朽配水管リフレッシュ事業費	令和7年度から 令和8年度まで	1,628,165
配水管等切回事業費	令和7年度から 令和8年度まで	55,671
その他配水設備整備事業費	令和7年度から 令和8年度まで	50,985
大口径老朽管リフレッシュ事業費	令和7年度から 令和8年度まで	832,322

令和7年11月25日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

令和7年度神奈川県電気事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和7年度神奈川県電気事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第2条 令和7年度神奈川県電気事業会計予算第6条に定めた債務負担行為に、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
水力発電施設等維持運営費	令和7年度から 令和8年度まで	6,270 千円
相模貯水池堆砂対策事業費	令和7年度から 令和8年度まで	1,331,308
相模貯水池管理事業費	令和7年度から 令和8年度まで	3,729

令和7年11月25日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

令和7年度神奈川県相模川総合開発共同事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和7年度神奈川県相模川総合開発共同事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第2条 令和7年度神奈川県相模川総合開発共同事業会計予算第5条に定めた債務負担行為に、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
城山ダム施設管理事業費	令和7年度から 令和8年度まで	96,580 千円
寒川取水施設管理事業費	令和7年度から 令和8年度まで	95,744
津久井湖環境整備受託事業費	令和7年度から 令和8年度まで	17,358

令和7年11月25日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

令和7年度神奈川県酒匂川総合開発事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和7年度神奈川県酒匂川総合開発事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第2条 令和7年度神奈川県酒匂川総合開発事業会計予算第5条に定めた債務負担行為に、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
貯水池等保全対策事業費	令和7年度から 令和8年度まで	170,346 千円

令和7年11月25日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

